

徳島県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の一の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和八年一月九日

徳島県知事 後藤田 正純

名 称	所 在 地	開 設 者	廢 止 年 月 日
森本内科循環器科	鳴門市大津町木津野字仲ノ越 八五 一	森本 真二	令和七年六月 二十三日
すずえこどもクリニック	徳島市八万町沖須賀一一一	医療法人すずえこどもクリニック	同 十月 三十一日
永尾病院	美馬郡つるぎ町貞光字大須賀 六六 二	医療法人仁清会	
フジカワ調剤薬局	三好郡東みよし町昼間九二三 一		
山下医院	六 同 三六五		
明神歯科医院	徳島市明神町六 三 一 一		
古田 文昭	医療法人山下医院 同 月三日 十一	藤川 真吾 同	
	二十九日		